

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業太秦東部地区第一種市街地再開発事業の権利変換計画について都市再開発法施行令第25条各号に掲げる軽微な変更をいたしましたので、都市再開発法第86条第1項及び同法施行令第32条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年3月23日

京都市長 梶本頼兼

1 市街地再開発事業の名称

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業太秦東部地区第一種市街地再開発事業

2 施行者の名称

京都市

3 事業施行期間

平成16年2月12日から平成21年3月31日まで

4 施行地区

京都市右京区太秦下刑部町及び同区太秦安井松本町の各一部

5 事務所の所在地

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地京都市役所内

6 権利変換計画について都市再開発法施行令第25条各号に掲げる軽微な変更をした年月日

平成18年3月8日

(建設局都市整備部拠点整備課)